

一、協働會の設立に當り、協働會の組織、業務、經費、福利、懲罰、その他一切の事項を定むるに當り、本協働會の規約を制定すべし。
 二、協働會の規約は、協働會の設立に當り、協働會の規約を制定すべし。
 三、協働會の規約は、協働會の設立に當り、協働會の規約を制定すべし。
 四、協働會の規約は、協働會の設立に當り、協働會の規約を制定すべし。
 五、協働會の規約は、協働會の設立に當り、協働會の規約を制定すべし。
 六、協働會の規約は、協働會の設立に當り、協働會の規約を制定すべし。
 七、協働會の規約は、協働會の設立に當り、協働會の規約を制定すべし。
 八、協働會の規約は、協働會の設立に當り、協働會の規約を制定すべし。
 九、協働會の規約は、協働會の設立に當り、協働會の規約を制定すべし。
 十、協働會の規約は、協働會の設立に當り、協働會の規約を制定すべし。

二、皆勤者賞ハ現行規定ノ通り全職ニ支給スル
 コト(但シ見習ヲ除ク)
 三、運動會ヲ行フ代リトシテ春季ノ約高祭典ニ酒
 肴料トシテ全職員支給スルコト
 四、被服作業ニ従事シタル者ニ對シテハ月給額ノ
 割ニ分増トス(一帛ニ對スル拾二錢ノ割)
 五、食堂浴場並便所ハ之ヲ改善為スルコト
 六、安田定雄外四名ノ解雇ヲ承認スルコト
 七、會社側ハ本爭議ニ關シ全一封(參千五百円)
 ヲ爭議團側ニ支給スルコト(右全員ハ本爭議ニ